



# マッチング拠出の手引き

ひとつ上の、将来へのゆとり。

マッチング拠出制度とは、  
企業型確定拠出年金制度において、  
企業が拠出する掛金(事業主掛金)に  
上乗せして、加入者様ご自身が掛金  
(加入者掛金)を拠出できる制度です。

ここでは、制度のメリットやポイントに  
ついてご案内しています。

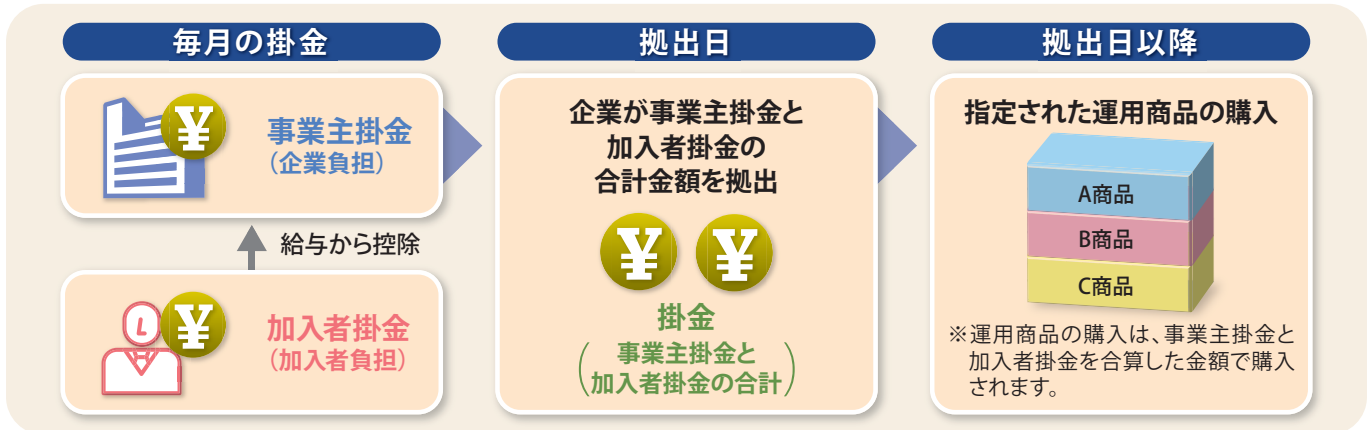


加入者掛金の新規申込みや金額変更は事業主様へお申し出ください。

# 1 マatching 拠出制度について

## Matching 拠出制度とは？

Matching 拠出制度とは、企業型確定拠出年金制度において、企業が拠出する掛金(事業主掛金)に上乗せして、加入者様ご自身が掛金(加入者掛金)を拠出できる制度です。加入者掛金は、事業主掛金を超えない範囲かつ事業主掛金との合計額が拠出限度額の範囲内で設定が可能です。また、加入者掛金は毎月の給与から控除され、事業主掛金と合算した金額で運用商品が購入されます。



# 2 Matching 拠出制度のポイント

Point  
1

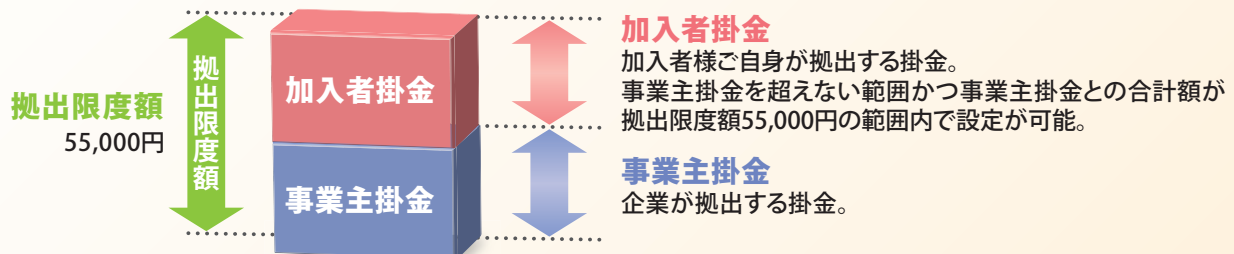
## 加入者掛金には限度額があります。

加入者掛金は、事業主掛金を超えない範囲かつ事業主掛金との合計額が拠出限度額\*の範囲内で設定が可能です。(1,000円以上からお申込みいただけます。)



\*拠出限度額は、企業で他の企業年金等に加入されていない場合は、月額55,000円、他の企業年金等に加入されている場合は、月額27,500円になります。(企業年金等とは、厚生年金基金、確定給付企業年金および石炭鉱業年金基金等のことを指します。)

### <他の企業年金等に加入されていない場合>



Point  
2

## 加入者掛金は、毎月の給与から控除されます。

※給与控除日は、企業ごとに異なります。

Point  
3

## 事業主掛金と加入者掛金を合算した金額で、指定された運用商品が購入されます。

Point  
4

## 原則として脱退や資産の中途引き出しはできません。

### 3 マッチング拠出制度のメリット

マッチング拠出には税制上の優遇措置があります。

Merit  
1

**[拠出] 加入者掛金全額が所得控除の対象となります。**

加入者掛金は所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となり、課税所得を計算する際に給与収入より控除され、所得税・住民税が軽減されます。



**【課税所得と加入者掛金額による税制メリット】**

税軽減額＝所得税・住民税合計税率×年間加入者掛金

課税所得(年間)	所得税・住民税合計税率	税軽減額(年間)	
		マッチング拠出加入者掛金額(月額)	1万円
195万円以下	15%	1.8万円	
195万円超～330万円以下	20%	2.4万円	
330万円超～695万円以下	30%	3.6万円	
695万円超～900万円以下	33%	3.9万円	
900万円超～1,800万円以下	43%	5.1万円	
1,800万円超～4,000万円以下	50%	6.0万円	
4,000万円超	55%	6.6万円	

※所得税・住民税の合計税率は、2024年1月現在のものです。復興特別所得税は加味されておりません。

※課税所得＝給与収入－給与所得控除額－その他の所得控除額

※税軽減額は、1,000円未満は切り捨てて表示しています。

Merit  
2

**[運用] 運用益が非課税です。運用益をそのまま再運用に回せるので、複利効果が期待できます。**

確定拠出年金の積立資産は、特別法人税・法人住民税（合計1.173%）の課税対象ですが、現在は課税が凍結されています。

Merit  
3

**[受取] 各種控除が適用され税制面で優遇されます。**

一括（一時金）受取は、退職所得控除の対象となります。  
分割（年金）受取は、公的年金等控除の対象となります。

### 4 マッチング拠出制度についてご理解いただきたいこと

1 加入者掛金は、申込み後調整される場合があります。

加入者掛金の調整とは？

お申込みいただいた加入者掛金が限度額を超えている場合は、限度額の範囲内に減額（調整）されます。お申込みいただいた加入者掛金と実際に拠出される金額が異なる場合がありますので、ご注意ください。



加入者掛金が減額（調整）されるケース（他の企業年金等に加入されていない場合）

減額された場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業主掛金が30,000円の場合、加入者掛金の限度額は25,000円になります。</li> <li>● 事業主掛金が30,000円から20,000円に減額された場合、加入者掛金の限度額は20,000円になるため、加入者掛金は25,000円から20,000円に減額（調整）されます。</li> </ul>
増額された場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業主掛金が27,500円の場合、加入者掛金の限度額は27,500円になります。</li> <li>● 事業主掛金が27,500円から30,000円に増額された場合、加入者掛金の限度額は25,000円になるため、加入者掛金は27,500円から25,000円に減額（調整）されます。</li> </ul>

※減額調整の結果が1,000円未満となる場合は、加入者掛金額は0円となります。

## 4 マッチング拠出制度についてご理解いただきたいこと(つづき)

2 加入者掛金の変更申込みは、年1回可能です。(規約で定められた変更月のみ)

3 加入者掛金の停止・再開申込みは、いつでも可能です。

※企業によって再開申込月が限定されている場合があります。

※加入者掛金の停止・再開申込みは、年1回の変更には該当しません。

4 休職等で事業主掛金が休止中の場合は、加入者掛金も停止されます。

※復職等で事業主掛金が再開された場合は、加入者掛金は改めて再開申込みが必要となります。

※給与控除ができなかった場合にも、加入者掛金が停止される場合があります。

## 5 加入者掛金の申込み方法

加入者掛金の申込みは、事業主様にお申し出ください。

各種申込み期限は企業によって異なります。お勤め先の担当者へご確認ください。



- 加入者掛金の新規申込み …… 初めて加入者掛金を申込みこと。
- 加入者掛金の変更申込み …… 加入者掛金額の変更を申込みこと。
- 加入者掛金の停止、再開申込み …… 停止：加入者掛金を一時的に止めること。  
再開：停止している加入者掛金を再び申込みこと。

### <その他留意事項>

#### ① 加入者掛金の還付について

加入者掛金の還付は、当社よりいったん企業へ返還いたします。

還付の売却方法は、加入者様が保有している各商品の残高に応じて均等に売却をおこないます。

加入者様が保有している各運用商品は価格の変動がありますので、還付金額は還付の対象となった掛金額と必ずしも一致しません。また、還付金の売却処理をおこなうために、売却の前後数日間スイッチング(預け替え)の運用指図に制限がかかることがあります。

#### ② 同一規約内で企業転籍される場合

これまで掛けていただいた加入者掛金は停止されます。加入者掛金を継続されたい場合は、転籍先で改めて加入者掛金の申込みをおこなってください。

お問い合わせ



損保ジャパンDC証券  
アンサーセンター



損保ジャパンDC証券株式会社

SOMPO